

セクシュアル・ハラスメントは、 重大な人権侵害です！

◇あなたの「そのことば」、「その行動」

自分だったら、どんな気持ちになるかな？もう一度考えてみよう。

◇相手が「いやだ」、「不快だ」と感じたら

それは、セクシュアル・ハラスメントにあたります。

悩んでいるあなたへ！

安心して相談してください。



「サポートルーム」

セクシュアル・ハラスメント専門の相談員に

電話で相談や直接会って相談ができます。

○Tel 6 2 0 8 - 9 1 3 5
 0 9 0 - 4 7 6 8 - 8 6 2 6

○毎週火曜日 1 2 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0

(面談は、事前申し込みが必要)

大 阪 市 教 育 委 員 会